

- 基準協会の動き
- 論説 1 評価員を経験して
- 論説 2 認証評価で思うこと
- 協会から 自己点検・評価の質の向上を目指して
— 質と量について —

基準協会の動き

認証評価

●平成 30 年度認証評価結果

平成 30 年度認証評価については、平成 30 年 12 月 17 日に評価校 2 短期大学へ機関別評価案を内示しました。内示に対する異議申立て及び意見申立てはありませんでした。また、内示の段階で改善を求めた問題については評価校から改善報告書が提出され、平成 31 年 1 月 24 日及び 2 月 14 日に開催された認証評価委員会においてこれを審議し、了承しました。

2 月 15 日開催の理事会で、内示において提出を求めた改善報告書等について審議し、これを承認しました。

3 月 8 日開催の理事会では、認証評価委員会から提出された 2 短期大学の機関別評価案を審議し、短期大学評価基準を満たしているとして「適格」と認定し、3 月 11 日に評価校へ評価結果を通知しました。

3 月 20 日に文部科学大臣へ評価結果を報告し、同日に報道機関に公表し、本協会のウェブサイト (<http://www.jaca.or.jp>) にも掲載しました。

また、平成 27 年度第三者評価において条件を付した 3 短期大学については、当該校から提出された改善報告書を基に指摘事項が改善されたことを確認し、3 月 8 日の理事会での評価結果決定を経て、11 日に当該校へ通知しま

した。

〈適格と認定した短期大学〉(都道府県別・五十音順)

埼玉純真短期大学 愛知医療学院短期大学
 「適格」判定に条件として付した指摘事項の改善が認められた短期大学
 宇都宮文星短期大学 プール学院短期大学
 西日本短期大学

●大学認証評価検討タスクフォース

大学の認証評価に向けて、平成 30 年 4 月から検討を行い、平成 31 年 2 月の第 7 回タスクフォースにおいて大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等の案を取りまとめました。

3 月開催の認証評価委員会へ報告し、同月の理事会において、大学認証評価を行うこと、今後のスケジュール及び実施体制等が承認され、引き続き認証評価委員会の下で準備委員会等を設置して検討を進めていくことになりました。

調査研究

●短期大学に関わる高等教育の調査研究

調査研究委員会では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「卒業生調査」の研究を進め、短期大学で学ぶ意義や在学時の教育プログラムと卒業後のキャリアとの関連性などが確認できる調査の研究開発に取り組み、その一環として、6 月に会員短期大学に

「卒業生調査実施状況に関するアンケート」を実施しました。また、8月及び10月に会員短期大学の5校を訪問して、卒業生の動向把握状況や調査内容のニーズなどを調査しました。

平成31年2月18日開催の調査研究委員会では、次年度の事業計画を決定し、短期大学卒業生調査の調査項目等について検討しました。

平成30年度から本協会の事業として実施している「短期大学生調査(Tandaiseichosa)」は、6月に会員短期大学に参加を募ったところ、62校(申込人数20,821名)から参加の申込みがありました。参加校に8月下旬に調査票等を送付し12月上旬までに調査が実施されました。調査結果は、平成31年2月に参加校に対して個別集計結果及び全体集計結果のデータを提供しました。

全体集計結果を報告書として取りまとめ、本

協会のウェブサイト(お知らせ)に掲載しております。

事業計画・収支予算

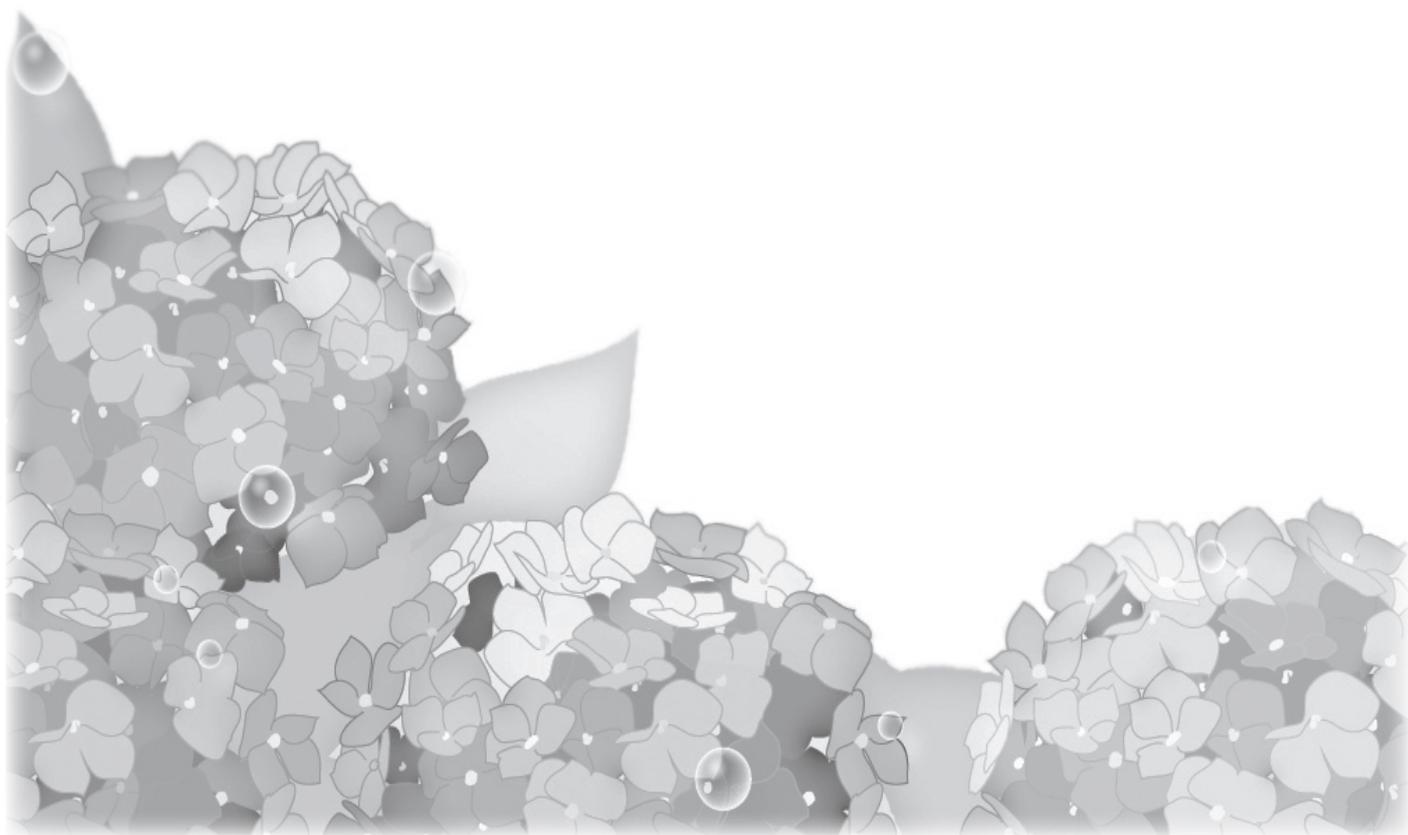
●令和元年度事業計画及び収支予算が決定しました

3月9日に開催された第29回理事会において、令和元年度事業計画及び収支予算が審議され、承認されました。事業計画は3ページ、収支予算は4ページをご参照ください。なお、本協会のウェブサイト(<http://www.jaca.or.jp/>)にも掲載しております。

ご報告

●会員校の状況について

平成31年4月1日時点での本協会の会員校は275校です。



令和元年度事業計画

概要

一般財団法人短期大学基準協会は、短期大学の向上・充実に資するため、認証評価機関として短期大学の教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することを目的として認証評価事業を実施する。更に、専門職短期大学の認証評価及び大学の認証評価に向けて準備を進める。また、従来から継続している短期大学間の相互評価を促進・支援するとともに、短期大学の教育及び自己評価に関する調査研究を実施する。短期大学卒業生調査の研究開発のための試行調査、事業化した「短期大学生調査」を実施する。加えて広く社会から理解と支援を得るため、これら事業活動に関する資料の刊行及び情報を公開するとともに、国際間の連携協力を行う。

このために、令和元年度の事業計画を次のとおり策定し推進する。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての認証評価の実施等
 - (1) 認証評価の実施
 - (2) 令和元年度認証評価の評価員研修会の実施
 - (3) 要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの点検・改善
 - (4) 令和2年度認証評価のALO対象説明会の実施
 - (5) 専門職短期大学の認証評価の準備
 - (6) 大学の認証評価の準備
 - (7) その他認証評価にかかる事業
2. 短期大学が行う自己点検・評価、相互評価活動の促進及び支援
短期大学間の相互評価のための情報提供な

どの支援

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価
4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究
短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究
短期大学卒業生調査の研究開発（試行調査の実施）
5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊
 - (1) ニュースレターの発刊（ウェブサイトへの掲載）
 - (2) 認証評価結果報告書（CD-R）の刊行
 - (3) 短期大学生調査結果報告書のウェブサイトへの掲載
 - (4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載
6. その他目的を達成するために必要な事業
 - (1) 平成30年度自己点検・評価での課題（改善（行動）計画）への取組
 - (2) 日本私立短期大学協会との連携・協力
 - (3) 短期大学生調査の実施
 - (4) 国際間（WSCUC、ACCJC等）の情報の交換及び協力
 - (5) ウェブサイト（英語ページを含む）の整備充実
 - (6) 認証評価機関連絡協議会への参画
 - (7) 大学ポートレート運営会議への参画
 - (8) 機関別認証評価制度に関する連絡会への参画
 - (9) 高等教育質保証学会への参画など

収支予算書

平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[10,000]	[10,000]	[0]	
基本財産利息収入	10,000	10,000	0	
特定資産運用収入	[18,000]	[21,000]	[△ 3,000]	
特定資産利息収入	18,000	21,000	△ 3,000	
会費収入	[75,633,000]	[79,719,300]	[△ 4,086,300]	
会費収入	75,633,000	79,719,300	△ 4,086,300	
事業収入	[39,312,000]	[2,808,000]	[36,504,000]	
認証評価事業収入	39,312,000	2,808,000	36,504,000	
雑収入	[4,544,000]	[3,361,000]	[1,183,000]	
受取利息収入	10,000	10,000	0	
雑収入	4,534,000	3,351,000	1,183,000	
事業活動収入計	119,517,000	85,919,300	33,597,700	
2 事業活動支出				
事業費支出	[89,423,000]	[72,705,000]	[16,718,000]	
人件費支出	(41,582,000)	(45,085,000)	(△ 3,503,000)	
給与手当支出	31,596,000	36,817,000	△ 5,221,000	
通勤手当支出	772,000	935,000	△ 163,000	
法定福利費支出	5,063,000	5,687,000	△ 624,000	
臨時雇賃金支出	4,000,000	375,000	3,625,000	
退職給付支出	1,000	121,000	△ 120,000	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
出向費支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
認証評価費支出	(30,070,000)	(7,000,000)	(23,070,000)	
会議費支出	2,714,000	595,000	2,119,000	
旅費交通費支出	17,823,000	2,885,000	14,938,000	
通信運搬費支出	897,000	617,000	280,000	
消耗品費支出	150,000	100,000	50,000	
印刷製本費支出	1,494,000	945,000	549,000	
諸謝金支出	1,519,000	845,000	674,000	
賃借料支出	5,087,000	741,000	4,346,000	
委託費支出	28,000	227,000	△ 199,000	
保険料支出	357,000	44,000	313,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
自己点検・相互評価費支出	(60,000)	(65,000)	(△ 5,000)	
会議費支出	2,000	2,000	0	
旅費交通費支出	24,000	24,000	0	
通信運搬費支出	34,000	39,000	△ 5,000	
調査研究費支出	(953,000)	(750,000)	(203,000)	
会議費支出	4,000	15,000	△ 11,000	
旅費交通費支出	229,000	189,000	40,000	
通信運搬費支出	99,000	4,000	95,000	
消耗品費支出	10,000	0	10,000	
諸謝金支出	210,000	241,000	△ 31,000	
委託費支出	400,000	300,000	100,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
広報啓発活動費支出	(955,000)	(1,397,000)	(△ 442,000)	
会議費支出	4,000	4,000	0	
旅費交通費支出	46,000	46,000	0	
通信運搬費支出	341,000	382,000	△ 41,000	
消耗品費支出	8,000	10,000	△ 2,000	
印刷製本費支出	340,000	740,000	△ 400,000	
諸謝金支出	162,000	162,000	0	
委託費支出	53,000	52,000	1,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
事業諸経費支出	(15,803,000)	(18,408,000)	(△ 2,605,000)	
旅費交通費支出	50,000	50,000	0	
通信運搬費支出	392,000	424,000	△ 32,000	
消耗什器備品費支出	70,000	90,000	△ 20,000	
消耗品費支出	915,000	715,000	200,000	
図書購入費支出	10,000	10,000	0	

修繕費支出	330,000	350,000	△ 20,000	
印刷製本費支出	449,000	444,000	5,000	
光熱水料費支出	780,000	810,000	△ 30,000	
賃借料支出	9,950,000	10,000,000	△ 50,000	
保険料支出	40,000	40,000	0	
租税公課支出	50,000	2,700,000	△ 2,650,000	
委託費支出	2,667,000	2,675,000	△ 8,000	
雑支出	100,000	100,000	0	
管理費支出	[31,453,000]	[56,790,000]	[△ 25,337,000]	
人件費支出	(23,656,000)	(48,819,000)	(△ 25,163,000)	
給与手当支出	16,395,000	20,725,000	△ 4,330,000	
通勤手当支出	488,000	680,000	△ 192,000	
法定福利費支出	2,722,000	3,424,000	△ 702,000	
臨時雇賃金支出	4,000,000	0	4,000,000	
退職給付支出	1,000	23,890,000	△ 23,889,000	
福利厚生費支出	50,000	100,000	△ 50,000	
理事会・評議員会費支出	(1,035,000)	(1,328,000)	(△ 293,000)	
会議費支出	46,000	62,000	△ 16,000	
旅費交通費支出	117,000	135,000	△ 18,000	
通信運搬費支出	84,000	151,000	△ 67,000	
諸謝金支出	646,000	753,000	△ 107,000	
賃借料支出	142,000	227,000	△ 85,000	
事務費支出	(6,762,000)	(6,643,000)	(119,000)	
会議費支出	96,000	5,000	91,000	
旅費交通費支出	332,000	330,000	2,000	
通信運搬費支出	179,000	151,000	28,000	
消耗什器備品費支出	50,000	50,000	0	
消耗品費支出	300,000	220,000	80,000	
図書購入費支出	40,000	210,000	△ 170,000	
修繕費支出	200,000	200,000	0	
印刷製本費支出	50,000	50,000	0	
諸謝金支出	34,000	161,000	△ 127,000	
光熱水料費支出	270,000	270,000	0	
賃借料支出	3,350,000	3,350,000	0	
保険料支出	20,000	20,000	0	
租税公課支出	150,000	140,000	10,000	
委託費支出	1,241,000	1,186,000	55,000	
手数料支出	250,000	100,000	150,000	
渉外費支出	100,000	100,000	0	
雑支出	100,000	100,000	0	
事業活動支出計	120,876,000	129,495,000	△ 8,619,000	
事業活動収支差額	△ 1,359,000	△ 43,575,700	42,216,700	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[8,662,000]	[50,390,000]	[△ 41,728,000]	
退職給付引当資産取崩収入	2,000	23,890,000	△ 23,888,000	
減価償却引当資産取崩収入	1,660,000	0	1,660,000	
評価事業引当資産取崩収入	7,000,000	26,500,000	△ 19,500,000	
投資活動収入計	8,662,000	50,390,000	△ 41,728,000	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	[3,450,000]	[5,030,000]	[△ 1,580,000]	
退職給付引当資産取得支出	2,400,000	3,830,000	△ 1,430,000	
減価償却引当資産取得支出	1,050,000	1,200,000	△ 150,000	
固定資産取得支出	[1,800,000]	[0]	[1,800,000]	
什器備品購入支出	1,800,000	0	1,800,000	
投資活動支出計	5,250,000	5,030,000	220,000	
投資活動収支差額	3,412,000	45,360,000	△ 41,948,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,053,000	1,784,300	268,700	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	41,589,032	41,589,032	0	
次期繰越収支差額	41,589,032	41,589,032	0	

論説 1

評価員を経験して

田 久 昌次郎 (いわき短期大学 学長)

はじめに

短期大学基準協会の平成 30 年度認証評価は、第三評価期間に入りました。私は、学内の自己点検評価および外部評価業務に比較的早い時期から係わり、基準協会の認証評価では第一評価期間のチーム責任者を皮切りに、第三者評価委員会（現在の認証評価委員会）の委員をさせていただいております。その間、第二評価期間でも評価員を担当し、平成 30 年度認証評価によりすべてのクールで評価員を経験いたしました。訪問した評価校からは有形・無形の示唆を賜り、短大運営の要所を知らず知らずのうちに学ぶこともできました。認証評価が導入されて十数年が経過し、その間に変わり続けていること、あるいはずっと変わらないこと、つまりは、認証評価の不易流行を抑えておくことは、新しい時代の評価を考える上で意味があるように思います。

認証評価の不易流行

変わらないことは、ピュアレビューの精神です。認証評価に対する考え方には様々な意見があるようですが、短期大学基準協会の評価は、ピュアレビューを堅持し評価校と評価員が対等な立場で対話を繰り返し、真摯に短期大学の発展を議論する場として機能させていくことが肝要だと思います。

変わったことは沢山あります。第一クールの評価基準は、「建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標」から「改革・改善」まで 10 領域が

設定されていきました。重複する評価項目や観点も多く、評価校はもちろんです。評価チームは評価校の基準別評価票を取りまとめる際に大変苦慮した覚えがあります。また、自己点検・評価報告書のフォーマットは明確に定められたものがなく、評価校に一任されていたためバラツキが大きかったように思います。第三クールを迎えた現在、報告書のフォーマットのみならず様々な書式が整備され、評価校・評価員ともに認証評価を行いやすい態勢が整えられてきました。これは、協会事務局の尽力によるもので、感謝する次第です。

第二クールになって大きく変わったものは、学習成果 (Student Learning Outcomes) の導入と評価基準が現行の 4 領域に整理されたことです。評価基準が 4 つの領域になり重複する部分はかなり減るとともに重要な項目があぶり出され、認証評価業務がスムーズに行えるようになったと感じています。学習成果の導入は、他の認証評価機関にはない短期大学の独自の評価を形作っています。今後も、各短期大学は学習成果の明確化と公表に努め、その査定を行うことで教育の質保証を図ることが求められます。第二クールではそれぞれの短期大学が学習成果を定める段階であったかと思慮いたしますが、第三クールはその進化、いかにして査定を行い、改善計画を立て実行するか、すなわち PDCA サイクルを回すかが問われてくるように思います。一方、平成 29 年 4 月の学校教育法施行規則の一部改正で、三つの方針（卒業認定・

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)の策定が義務化されたことにより、卒業認定・学位授与の方針と学習成果の位置づけあるいは違いを打ち出すことが困難になっているのではないのでしょうか。評価員を経験したなかで、就職率や資格取得率などの数量的指標や目標値あるいは科目の到達目標を「学科あるいは短期大学の学習成果」であると断言する評価校もまだまだ目に付きます。評価を受ける前には、今一度、建学の精神・教育の理念と教育目的、さらには三つの方針、そして「学科の学習成果」の関係性を整理することをお勧めします。

第三クールでは、基準Ⅰに「C. 内部質保証」が新たに加わり、それに伴って内部質保証ルーブリックが導入されました。昨年度は、評価チームもその取扱いについて手探り状態でコンセンサスを共有する段階であったと感じています。今後認証評価を受ける評価校においては、内部質保証ルーブリックを意識しながら自己点検評価作業を進める必要があるでしょう。あまり目立ちませんが、第二クールで4基準と別建てになっていた選択的評価基準(教養教育・職業教育・地域貢献の各取組み)は、第三クールではそれぞれ4基準の中、教養教育は区分の基準Ⅱ-A-3、職業教育は基準Ⅱ-A-4、地域貢献は基準Ⅰ-A-2に内包されています。

内部質保証ルーブリック

内部質保証ルーブリックは基準ⅠテーマCの「内部質保証」を評価するために作られました。しかしながら、ルーブリックの裏面をご覧くださいと、上から2項目に「短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研

究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関するものとなっている。」と書かれています。つまり、自己点検・評価報告書の全基準で、このルーブリックを用いて評価校が自己評価を行うとともに、評価チームも独自に判断を下すこととなります。では、具体的に自己点検・評価報告書のどの部分に記載をすればよいのでしょうか。ルーブリックと評価基準を突き合わせると、その大まかな箇所は浮き彫りになります。LevelⅠは、現状で多くの短期大学が達成しており、4つの項目・5つのチェックボックスの全てにチェックが入ることを想定しています。他方で、LevelⅠのチェックボックスが一つでも埋まらない箇所があると、評価チームにより、「早急に改善を要すると判断される事項」と指摘されます。建学の精神に関する項目では基準Ⅰ-A-1の観点(3)、学習成果では基準Ⅰ-B-2の観点(1)、三つの方針では基準Ⅰ-B-3の観点(1)(4)、内部質保証では基準Ⅰ-C-1の観点(4)の書きぶりにかかっていることが分かります。同様に、LevelⅡに転ずると、項目1の建学の精神では基準Ⅰ-A-1の観点(3)と基準Ⅰ-B-1の観点(2)、項目2の学習成果では基準Ⅰ-C-2の観点(1)、Ⅱ-A-2の観点(2)④、Ⅱ-A-6の観点(3)、Ⅱ-B-1の観点(1)①、項目3の三つの方針では基準Ⅰ-B-3の観点(3)、Ⅱ-A-2の観点(2)④、項目4の内部質保証は基準Ⅰ-C-1の観点(4)に係わる記載内容を確認することとなります。各評価校は自己点検・評価報告書の記載に当たって、観点の内容を吟味しつつ、ルーブリックのLevel・項目・内容を意識しながら自己評価を進めることが得策だと思います。

おわりに

評価チームに加わり、毎回痛切に思うことがあります。各々の短期大学は大変素晴らしい教育活動を実践されています。そして、そのなかで活動している教職員の自らの大学に対する誇りと一層の充実、発展に努力する姿を垣間見て参りました。また、理事長・学長先生は毎回率先して自己点検評価活動の先頭に立ち、リーダーシップを発揮する熱意を拝見することができます。認証評価は避けることは出来ません。避けることが出来ないのであれば、会員校は上手に利用したいものです。まずは、自己点検評価を利用し現状分析を行い、ピュアレビューの立場に立った第三者により、自校の優れた取組

み、逆に少し足りない点などを確認する良い機会となります。また認証評価は負担が大きくなります。人的にも時間的にも、費用も馬鹿にはなりません。多くの経験と様々な点で智恵と情報を共有することが可能です。短期大学に係わる教職員には積極的に評価員に加わっていただきたいと考えています。

結びに、これまで数多くの評価校関係者のご協力の下、認証評価に携われたことに感謝を申し上げます。そして、評価チームとして加わっていただいた多くの短期大学関係者にご指導を賜りました。この場をお借りして深くお礼申し上げます。

論説 2**認証評価で思うこと**

布施 千草 (植草学園短期大学 教授)

はじめに

平成 18 年から平成 30 年まで 5 回の認証評価の評価員 (B グループ) を経験させていただきました。その経験を通して思うことをまとめました。特に初めて評価員になられた方を思い、書かせていただきます。

そもそも認証評価制度とは

大学を設置する際は、文科省の厳しい設置審査があり、完成年度には設置計画履行状況等調査を受けます。その後は大学が自ら自己点検・評価を行い教育活動等の改善に努め、そしてそれを第三者によって検証するのが認証評価

です。

この第三者評価制度の始まりは、平成 3 年 2 月の「大学教育の改善について」と題する大学審議会の答申の多岐にわたる改革方策の提言でした。改革の基本的な考えは、①高等教育の個性化、多様化を促進するために大学設置基準などの諸基準の大綱化、②各大学が自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己評価のシステムを導入することでした。平成 12 年には「大学の個別化教育研究の不断の改善」及び「社会的説明責任」の観点から国立大学を対象とする第三者評価制度が始まりました。

平成16年、学校教育法の改正により、すべての大学、短期大学、高等専門学校は、教育研究活動等について①質を保证する、②改善・向上に資する、③第三者としての説明責任を果たすことの3点を目的として、7年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関による評価（認証評価）を受けることが義務付けられました。その評価は、各評価機関が独自に定める基準に沿って行なわれます。認証評価は大学の教職員が、他の大学を支援しあうものであり、評価する側と評価される側がともに向上・充実を目指すピア（同輩）であるとの精神を大切にしています。

認証評価のうち、組織全体の状況について評価するのを機関別認証評価といいます。他に法科大学院などの「専門分野別認証評価」があり、それは評価期間、周期も異なります。

短期大学基準協会の機関別認証評価の実施方法の変遷

各クールの評価の実施方法については、『短期大学基準協会の概要』から抜粋いたしました。現在、3クール目に入りました。

評価の基本方針として「基準協会が行う認証評価は、基準協会が定める短期大学評価基準を充たしているか否かで評価します。この評価と対話を中心としたピア・レビューを通してそれぞれの短期大学の個性を重視し、短期大学の教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施する」とあります。

1クール目：

1) 評価基準は、評価領域、評価項目、評価の観点という三層構造になっており、高等教育機関として短期大学が有すべき水準について設定していました。

短期大学の教育活動等の状況を多角的に評価するため、10の評価領域で構成され、短期大学として有すべき水準を充たしているか32項

目の評価項目と各評価項目を理解し分析するために、144の評価の観点を示していました。

2クール目：

1) 短期大学の教育の成果を把握したうえで、改めてその責任と役割を認識し（基準Ⅰ建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを点検する（基準Ⅳリーダーシップとガバナンス）となっていました。

2) 4基準の下にテーマを置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分として表しています。短期大学は関連のある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められました。

3) 短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という3つの選択的評価基準を設けられてました。

3クール目：

1) 短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという「内部質保証」を重点評価項目としています。

2) 「学習成果」を獲得させるための3つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定されているかについても評価項目になっています。

3) 選択的評価基準（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れられています。

【評】 評価員として感じたこと

1) 1クール目：

10 評価領域があり、訪問調査の最終日は分擔して別室で面接をおこないました。初めての調査であったためか、もっと深く行うべきではないかとの思いが残りました。

複数学科のうち 1 学科のみが大学化される見込みであり、大学化される学科の教員のみが研究業績が多いのに、短大として残る学科の教員業績が少ない、その偏りが気になりました。しかし、自分の短大に誇りを持っている学生達に救われました。

全員一堂に会しての面接でしたが、質問については担当を決めて行いました。昼食をはじめて学食でご馳走になり、学内の様子が分かって、良いアイデアだと思いました。

伝統校でしたが、全ての学科が揃った年度に建学の精神を新たに明文化された短大でした。初年次教育、学力不足の学生への支援、地域貢献が充実していると感じました。

2) 2クール目：

全ての学科ともに 3 つの方針の設定、学習成果、教育の質の保証への対応がなされていました。福祉系の定員確保が難しく、自分達と同じ悩みを持つ現場に対し、有効な対策を提示できませんでした。

3) 3クール目：

建学の精神、3 つの方針、カリキュラムマップの提示、学習成果獲得情報の一元化、内部質保証の取組み、学長のリーダーシップに基づき、教育改善がなされていました。私立大学等改革総合支援事業タイプ I がとれていました。

評価にかかわった短大の中、大学が併設されている短大 2 校、短大から大学への移行を考えている短大 2 校、純粋なる短大のみの学校 1 校でした。この短大は歴史が古く、地域に密着していることで堅実に経営面も安定していました。大学が併設されている、もしくは移行を考

えている短大は認証評価に対し、一歩進んだ対応をしている様子が見えました。

【認】 認証評価で学んだこと

1) 評価員として心がけたこと

書面調査を丁寧に行う。提出された資料と同時にホームページ等で確認をする。

そして、質問事項、確認事項に記入していく。記入したのちに質問・確認の内容確認をする。全体を一読してから細部に取り掛かる。対象校の強み、弱みを理解する。(3 つの意見を書き出す) 将来どうあったらよいか少しでも役立つことが提供できるか考えました。

メンバーが揃った時は、お互いの疑問点等が一目できるように準備し、内容確認を行い、質問等の順番等の役割分担を決めておくとういと思っています。

チームリーダーは勿論のことメンバーになった方々との協力、自分として何ができるか、貢献できるかを心掛けます。

2) 自らも評価を受ける教員の立場として

評価員であっても、同じような問題を抱えている者として、他校を訪問できお話を伺えることは自分たちの現状を変革できるヒントを得ることができました。

認証評価を受ける立場になるときは、毎年行う自己点検・評価や報告書作成において参考になり、訪問調査時の準備や、当日への段取り等に経験が生きました。

【認】 認証評価に望むこと

機関別評価の目的は、短期大学で行われている教育研究活動等について、①教育の質を保証する、②短期大学の主体的な改革・改善を支援することであり、そのために各種関係法令を基にした評価と短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実のための評価を行います。

その 2 つを踏まえての評価のうち、後半の

短期大学教育の向上・充実に関しては、あまり踏み込めてない印象があります。今求められている大学教育の成果や達成度を問うアウトカム評価の動き：（学習成果、ある特定の高等教育の経験を経た結果として学生が得た知識、スキル、能力として定義される）こそが短期大学の真価が問われるところではないかと考えると、教員同士行うピアな精神を遺憾なく発揮して、短期大学全体の価値が高まるような評価が必要と思っています。

おわりに

この原稿依頼がなければ、認証評価について調べることもありませんでした。今さらながら初めてわかることがなんと多かったことか、反省しております。

5回の評価員の体験で、多くの先生方と出会いましたし、ご当地のおいしい夕食も共にさ

せて頂きました。初めて評価員となる先生方、楽しいことが待っております。頑張ってください。

引用・参考文献

- 1, 大学評価・学位授与機構編『大学評価文化の定着』ぎょうせい・2010年 p.155
- 2, 財団法人短期大学基準協会の概要 平成21年
- 3, 一般財団法人短期大学基準協会の概要 平成24年
- 4, 一般財団法人短期大学基準協会 平成30年
- 5, 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」中央教育審議会・p.29
- 6, 福留東土[アメリカのアクレディテーションにおけるアウトカム評価の動向]（広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究』2005年



協会から

自己点検・評価の質の向上を目指して 一質と量について

一般財団法人短期大学基準協会 理事
滋賀短期大学 学長
秋山元秀

自己点検・評価に関して私が自分の職場で経験したことから感じていることがいくつかあります。ここではその中から二つのことについて述べてみます。

ひとつはこの自己点検・評価という作業の効率化ということです。自己点検・評価の作業は、決まったルーチン作業という面もありますが、

全学に作業を割り振ったり、その出来具合を点検して督促したり、そのうえで集まった膨大な資料を再点検し、必要な修正を加えたり、資料をそろえ直したりする必要があります。その年度のALOになった人はその仕事で忙殺されます。本学ではALOも副ALOも教員があたり、事務局は補助的な業務は行いますが、基本的な

作業はALOにすべてゆだねられます。ALOは2年任期なので、ALOになった教員は、通常の教育研究活動のかなりの部分に支障をきたしていると思われまます。

これを改善するためには、例えば毎年点検しても大きな変更点がない部門と、従前になかった改革を行ったり、新しい政策を実施したりした部門とを区別し、前者に対してはできるだけ作業を簡素化して労力をかけないようにし、後者については政策の内容や効果が明らかになるように重点的に記述を行うことが必要です。そして作業に取り掛かる前に、私の方からこのような方針を明確に示し、ALOと十分打ち合わせておくことが大事だと思いました。

もうひとつは、評価に際しての質的評価と量的評価という問題です。教育研究という事業の成果は、必ずしも計量できないものであることはいうまでもありません。しかし評価という以上、当否の判定や他者との比較や経年的な比較が必要です。

例えば「基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果」などは、量的に取り扱うことが最も難しい分野でしょう。本学でも、折に触れて建学の精神を学生への配布物に掲載したり、オリエンテーションで時間を取って説明したりしています

が、それがどのような効果をあげているかは、学生へ建学の精神を知っているかという程度のアンケート調査を行うだけではわかりません。建学の精神というようなものは、お題目として知っていても意味がないもので、それを自分の学習やあるいは卒業して社会に出てから仕事の中に活かして初めて意味をもつものです。そこまで追跡した評価が困難であることはいうまでもありません。

同じように「基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス」も、量的に取り扱うことが難しい基準です。特にこれは自らの言動にかかわることですが、まず制度的・組織的な取り組みがどれだけできているかという観点と、それらを有効に機能するようコントロールする（まさにマネジメントでしょうが）発想力と実行力が必要です。

それを自分として（学長という職を踏まえて）点検評価することが客観的に可能かどうか。その際に、その当否を判定する基準は何に求めればいいのでしょうか。やはり目に見える成果（場合によっては数値化できるもの）があることが望ましいでしょうが、なかなか挙がらない成果、しかしその努力（自分だけではない）をどう評価すればいいのか、悩ましい毎日です。

編集後記

令和元年が始まりました。昨年からは第三クールに入った認証評価は、本年度から評価校も増え、本格化します。高等教育機関は社会から教育の質保証と情報公開を強く求められ、評価機関自体も同様に評価の質保証を要請されています。

今回のニューズレターでは、認証評価の草創期から今日まで中心となって取り組んでこられた先生方にご寄稿をいただきました。主体的な教育の質保証を求めてご苦労され、今日の質の高い認証評価のしくみをつくられた歩みを知ることができます。

私立学校は、それぞれの創立者の強い志から生まれた建学の精神に基づき、その時々世に必要な人材の育成を目的として創立されています。本協会の認証評価を通して、各学校が自らの原点を見つめ、新たな時代においても輝き続け、「令(うるわ)しく平和」な社会づくりに貢献し続けることを願ってやみません。(HF)



編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11
第2 星光ビル 6階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp
URL : //www.jaca.or.jp/